

・ 出産休暇等に伴う事務引継旅費通知文

19 教 総 第 1006 号
平成 19 年 12 月 10 日

各市町村教育委員会教育長 様

福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長
(公 印 省 略)

教職員の出産休暇等に伴う事務引継取扱要綱の廃止について（通知）

このことについて、標記取扱要綱（平成 3 年 3 月 18 日付け 3 教総第 117 号福島県教育委員会教育長通知）を本日付で廃止するのでお知らせします。

つきましては、平成 19 年 12 月 11 日以降における取扱いについては、下記によるものとしますので、所管の小・中・特別支援学校長に対し、この旨周知願います。

記

1 事務引継の取扱いについて

教職員の長期休暇、休職等に伴う代替教職員の採用又は退職に際して、校長は、学校運営の円滑な遂行上特に必要があると認める場合で、予算上旅費の支出が可能である場合は、旅費依頼又は命令を発することができる。

2 事務引継の実施方法について

前記 1 の事務引継は、通常の人事異動に伴う事務引継の例により実施する。